

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉見町(以下「町」という。)が埼玉県とともに作成した地域再生計画(地域再生法(平成17年法律第24号)第5条に規定する地域再生計画をいう。)である「埼玉県移住就業・起業支援計画」に基づき、東京23区等から町に移住して就業をした者に、予算の範囲内において、吉見町移住就業等支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 支援金の交付に関しては、吉見町補助金等の交付に関する規則(昭和51年吉見町規則第14号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住 町外から町内へ移り住み、住所地として住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定による町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。

(2) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

(3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2年までの人口減少が10%以上の市町村をいう。

(支援金の交付額)

第3条 支援金は、次の各号に定める区分に応じた当該各号に掲げる額とする。

(1) 単身での移住の場合 600,000円

(2) 世帯人員が2人以上の世帯での移住の場合 1,000,000円

2 前項第2号に該当する場合においては、第5条の規定による申請を行った日(以下「申請日」という。)の属する年度の前年度の3月31日において、18歳未満の世帯員を帯同して移住するとき、又は移住から申請日までの間の出生により世帯員の数が増加したときは、同号に定める額に100万円を加算する。

(交付対象者)

第4条 支援金の交付を受けることができる者は、第1号で定める要件を満たす者のうち、第2号から第4号までのいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 次のアからウに掲げる事項に全て該当すること。ただし、前条第1項第2号の世帯向けの金額を申請する場合にあっては、エに掲げる事項にも全て該当すること。

ア 移住元に関する要件

(ア) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、東京圏(条件不利地域を除く。)に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内で就業等した者については、当該通学期間も通算に含めることができる。

(イ) 移住をする直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京都、千葉県及び神奈川県(条件不利地域を除く。)に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件

(ア) 平成31年4月1日以降に、移住したこと。

(イ) 申請日において、移住後1年以内であること。

(ウ) 町に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

(ア) 吉見町暴力団排除条例(平成24年吉見町条例第13号)に規定する暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者(以下「暴力団等」という。)でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)又はその配偶者が、過去に吉見町定住化促進奨励金(令和6年吉見町要綱第8号)又は吉見町新婚世帯移住定住促進奨励金(平成30年吉見町要綱第9号)の交付を受けていないこと。

(エ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として支援金を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、申請日から5年以上経過し、18歳以上となった後申請する場合はこの限りでない。

エ 世帯に関する要件

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月1日以降に転入したこと。
 - (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において、移住後1年以内であること。
 - (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等でないこと。
- (2) 就業に伴う移住として、次のア又はイのいずれかに掲げる全ての事項に該当すること。
- ア 一般
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 埼玉県を含む各都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人へ就業した者であること。
 - (ウ) 事業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 専門人材(内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者)
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - (ウ) 当該法人において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに伴う移住として、次の各号に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 移住から申請までの間、勤務日数の5分の1を超えて所属先企業等へ行かず、町において、業務に当たること。
 - ウ 所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けていないこと。
 - エ 町で週20時間以上テレワークによる勤務を実施すること。
 - オ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 町が認める移住を支援すべき関係人口(町や地域の人々と関りを有する者をいう。)の移住として、次に掲げるアからウの全てに該当し、かつ、エ又はオのいずれかに該当すること。
- ア 移住の時点において、40歳未満であること。
 - イ 移住の時点において、学生でないこと。
 - ウ 町へふるさと納税を寄付した経験があること。
 - エ 農林水産業に就業する者
 - オ 家業等へ就業する者
- (交付の申請及び実績報告)

第5条 申請者は、当該年度の1月末日までに、吉見町移住就業等支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、その日が吉見町の休日を定める条例(平成2年吉見町条例第17号)第1条に規定する休日に当たるときは、その日前において、最も近い休日以外の日とする。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 町の住民票
- (3) 戸籍の附票、移住前の住民票の除票の写し等で、町への移住前5年以上の在住地及び在住期間が確認できる書類
- (4) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 吉見町移住就業等支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは当該各号に定める書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号アにおいて、うち東京23区内への通勤者(雇用者)に該当する者 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (2) 前条第1号アにおいて、東京23区内への通勤者(法人経営者又は個人事業主)に該当する者 次に掲げる書類
 - ア 開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類
 - イ 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類
- (3) 前条第1号ア(ア)ただし書に該当する者 次に掲げる書類

- ア 東京23区内の大学等への通学に関する申告書(様式第3号)
- イ 卒業証明書等(東京23区内の大学等への在学期間や卒業校を確認できる書類)
- (4) 第3条第1項第2号の区分の申請者 次に掲げる書類
 - ア 世帯全員の町の住民票
 - イ 世帯全員の移住元の住民票の除票の写し等で世帯全員の移住元での在住地を確認できる書類
- (5) 前条第2号から第4号までのいずれかの要件を満たす者 就業先又は所属先企業等の就業証明書(様式第4号)
- (6) 前条第4号の要件を満たす者 寄附金受領証明書等、町にふるさと納税を寄付した経験を証明する書類(交付の条件)

第6条 町長は、支援金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請日から5年以内に町での居住が困難となった場合、又は申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県又は町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、支援金の交付を決定し、額を確定したときは、吉見町移住就業等支援金交付決定(不交付)通知書兼交付確定通知書(様式第5号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

2 町長は、審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付の決定及び額確定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、前条第1項に規定する交付決定通知書を受け取った日から起算して20日以内に吉見町移住就業等支援金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が支援金の交付決定後、紛失等の理由により第7条第1項に規定する交付決定通知書の再交付を必要とするときは、吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書(様式第7号。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 町長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書〔再交付〕(様式第8号)を、申請者に交付する。

(交付の取り消し)

第11条 町長は、支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として埼玉県及び町が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 申請日から5年以内に町から転出した場合
- (3) 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

(支援金の返還)

第12条 町長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金を返還させるときは、次に掲げる区分に応じて額を決定する。

- (1) 次のアからウのいずれかに該当する場合 全額
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 申請日から3年未満で町から転出した場合
 - ウ 第4条第2号から第4号までのいずれかの要件を満たして申請した者が、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - (2) 申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合 半額
- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条に規定する交付の決定を受けた者については、第8条から第12条の規定は、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

吉見町移住就業等支援金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

吉見町長 あて

吉見町移住就業等支援金交付要綱第5条に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり吉見町移住就業等支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書と関係書類を添えて申請し、支援金額の実績を報告します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	TEL	

2 支援金の内容(該当する項目にチェック) チェックが無い場合は、支援金の対象となりません。

単身・世帯	<input type="checkbox"/> 単身【60万円】 <input type="checkbox"/> 世帯【100万円】 同時に移住した家族の人数____人(1の申請者は含まない)
加算【100万円】	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 内18歳未満の者の人数____人
支援金の種類	<input type="checkbox"/> 要綱第4条第2号アの就業(一般)に伴う移住
	<input type="checkbox"/> 要綱第4条第2号イの就業(専門人材)に伴う移住
	<input type="checkbox"/> 要綱第4条第3号のテレワークに伴う移住
	<input type="checkbox"/> 要綱第4条第4号の関係人口に該当する者の移住

3 各種確認事項(該当する項目にチェック) チェックが無い場合は、支援金の対象となりません。

<input type="checkbox"/> 申請日から5年以上継続して、町に居住する意思がある。
<input type="checkbox"/> 申請者又はその配偶者が、過去に移住就業等支援金、吉見町定住化促進奨励金、吉見町新婚世帯移住奨励金の交付を受けていない。 (要綱第4条第2号、第4号の場合のみ記載)
<input type="checkbox"/> 申請日から5年以上継続して、就業する意思がある。 (要綱第4条第2号アの場合のみ記載)
<input type="checkbox"/> 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者と3親等以内の親族に該当しない。 (要綱第4条第3号の場合のみ記載)
<input type="checkbox"/> 吉見町への移住の意思は自己の意思であり、所属からの命令ではない。

4 移住直前10年間のうち、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く）での在住履歴を記載

期 間	住 所
年 月から 年 月まで	〒
年 月から 年 月まで	〒
年 月から 年 月まで	〒
年 月から 年 月まで	〒
年 月から 年 月まで	〒

※ 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤・通学をしている必要があります。ただし、東京圏（条件不利地域を除く。）に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内で就業等した者については、当該通学期間も通算に含めることができます。

※ 移住する直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は、東京都、千葉県及び神奈川県（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤をしている必要があります。

5 （東京23区内への通勤者、通学者に該当する場合のみ記載）

期 間	通勤先（通学先）	通勤所在地（通学所在地）
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		
年 月から 年 月まで		

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先・部署名	
所 在 地	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない ／その他（ ）

様式第2号(第5条関係)

吉見町移住就業等支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

吉見町移住就業等支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約及び同意します。

1 誓約事項

(1) 支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県及び吉見町から求め
ら

れた場合には、それに応じます。

(2) 以下の場合には、吉見町移住就業等支援金交付要綱第12条に基づき、
支援金の全額又は半額を返還します。

- ・虚偽の申請等をした場合 全額
- ・申請日から3年未満で吉見町から転出した場合 全額
- ・要綱第4条第2号から第4号のいずれかの要件を満たして申請した者が、
支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
- ・申請日から3年以上5年以内で町から転出した場合 半額

2 同意事項

吉見町が、当該個人情報について、埼玉県及び他の都道府県において実施する
移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、
国、埼玉県及び他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同
意します。

年 月 日

吉見町長 あて

申請者 住 所

氏 名

様式第3号(第5条関係)

東京23区内の大学等への通学に関する申告書

吉見町移住就業等支援金交付要綱第4条第1号ア(ア)ただし書き「東京圏(条件不利地域を除く。)に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内で就業等した者」について、次のとおり該当します。

	通学歴1	通学歴2
大学等の種類 (該当を○で囲む)	1 大学 2 大学院 3 短期大学 4 高等専門学校 5 専門学校 6 その他の高等教育機関	1 大学 2 大学院 3 短期大学 4 高等専門学校 5 専門学校 6 その他の高等教育機関
大学等の名称		
東京23区内 への通学期間	年 月 から 年 月 まで	年 月 から 年 月 まで
卒業の状況 (該当を○で囲む)	1 卒業 2 中途退学	1 卒業 2 中途退学

注1 この申告書に記載した通学歴を証明する書類として、卒業証明書等(東京23区内の大学等での在学期間や卒業校を確認できる書類)を提出すること。

注2 中途退学した通学歴の申告は、成績証明書等によりその在学を証明できる場合に限る。

年 月 日

吉見町長 あて

申請者 住 所

氏 名

様式第4号(第5条関係)

就業先又は所属先起業等の就業証明書

年 月 日

吉見町長 あて

所在地

事業所名

代表者氏名

電話番号

担当者名

吉見町移住就業等支援金交付要綱第5条に基づき、次の勤務者について相違ないことを証明します。

1. 勤務者に関すること(共通記入事項)

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先名称	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	

2. 勤務者が要綱第4条第2号アの就業(一般)に該当する場合

応募受付年月日	
以下、該当する場合に右のチェック欄に○印をすること。	チェック欄
雇用形態が、週20時間以上の無期雇用である。	
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者が3親等以内の親族に該当しない。	

3. 勤務者が要綱第4条第2号イの就業（専門人材）に該当する場合

以下、該当する場合に右のチェック欄に○印をすること。	チェック欄
プロフェッショナル人材事業を利用した就業である。	
先導的人材マッチング事業を利用した就業である。	
雇用形態が、週20時間以上の無期雇用である。	
目的達成後に離職することが前提ではない。	

4. 勤務者が要綱第4条第3号のテレワークに伴う移住に該当する場合

以下、該当する場合に右のチェック欄に○印をすること。	チェック欄
所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む。）による移住ではない。	
移住から申請までの間、勤務日数の5分の1を超えて所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたっている。	
移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施している。	
所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給をしていない。	
勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない。	

5. 勤務者が要綱第4条第4号の関係人口としての移住に該当する場合

以下、該当する場合に右のチェック欄に○印をすること。	チェック欄
農林水産業又は家業である。	

6. 備考

埼玉県の移住就業等支援金支給事業補助金交付事業及び吉見町移住就業等支援金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、埼玉県又は吉見町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第5号(第7条関係)

吉見町移住就業等支援金交付決定(不交付)通知書兼交付確定通知書

吉発第 号
年 月 日

様

吉見町長

年 月 日付で申請のあった吉見町移住就業等支援金の交付について、吉見町移住就業等支援金交付要綱第7条に基づき、次のとおり決定し、交付金額を確定しましたので通知します。

1 交 付

交付決定額 _____ 円

2 不 交 付
理 由

(備考)

- 1 吉見町移住就業等支援金交付要綱第12条の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請等をした場合 全額
 - ・申請日から3年未満で吉見町から転出した場合 全額
 - ・要綱第4条第2号から第4号までのいずれかの要件を満たして申請した者が、申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合 全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に吉見町から転出した場合 半額
- 2 吉見町は、吉見町移住就業等支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第6号(第8条関係)

吉見町移住就業等支援金交付請求書

年 月 日

吉見町長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け吉発第 号で交付の確定を受けた、吉見町移住就業等支援金について、吉見町移住就業等支援金交付要綱第8条に基づき、次のとおり交付を請求します。

1 交付請求額 金 円

2 振込先（*交付対象者本人名義の口座に限ります。）

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店 支所 出張所
口座種別	普通	当座
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	

様式第7号(第9条関係)

吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書

年 月 日

吉見町長 あて

吉見町移住就業等支援金交付要綱第7条に基づき、次の理由等により、吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書の再交付を受けたいので申請します。

申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	TEL	

1 再交付を希望する移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書

「 年 月 日付 吉発第 号」

2 再交付を申請する理由

- (1) 紛失による。
- (2) その他(理由を記載:)
- *該当する理由に○を記載する。

備考

- 紛失したことにより再交付を受けた後、失った吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を発見したときは、当該吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を速やかに町長に返還すること。
- 吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を損傷したことにより再交付の申請をする者は、この申請書に吉見町移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書を添えること。

様式第8号(第10条関係)

吉見町移住就業等支援金交付決定通知書兼交付確定通知書〔再交付〕

吉発第 号
年 月 日

様

吉見町長

吉見町移住就業等支援金交付要綱第8条に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、交付金額を確定しましたので通知します。

交 付

交付決定額 _____ 円

(備考)

- 1 吉見町移住就業等支援金交付要綱第12条の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・虚偽の申請等をした場合 全額
 - ・申請日から3年未満で吉見町から転出した場合 全額
 - ・要綱第4条第2号から第4号までのいずれかの要件を満たして申請した者が、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に吉見町から転出した場合 半額
- 2 吉見町は、吉見町移住就業等支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。